

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第647号

2014年（平成26年）4月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市税等の口座振替に関することに係るコンピュータ処理について
（答申）

2014年（平成26年）3月27日付けで諮問（第647号）された市税等の口座振替に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、納税（付）義務者から口座振替の依頼があった市税や保険料等については、藤沢市が各金融機関へ依頼し口座振替を行っている。これについては、まず口座振替依頼書を基に各担当課において業務システム等で口座情報を登録した後、IT推進課がその登録データから口座振替業務に必要な事項を抽出して磁気テープに記録し各金融機関へ引き渡している。各金融機関では、口座振替の手続終了後に口座振替処理結果の内容を当該磁気テープに記録し返却を行い、そのデータを基にIT推進課が各担当課の業務システムへ反映させている。

しかしながら、磁気テープの生産中止を受けて、各金融機関から別方法によるデータ受け渡しが求められていることから、オンラインによるデータ伝送化とこれに伴う当該データ伝送業務について第三者へ業務委託することを検討している。

このことについては、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条のコンピュータ処理を行うことに該当するため諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の必要性

業務委託内容については、IT推進課で抽出した市税や保険料等の口座振替データを納税課から委託業者へ専用回線により送信し、委託

業者ではそのデータを各金融機関ごとに振り分け、振替期日に間に合うよう各金融機関へ送信する。振り替え手続き終了後は、委託業者が各金融機関から振替処理結果のデータを入手し、納税課へ送信する。納税課はそのデータをIT推進課へ送信し、IT推進課が業務システムへ反映させる。

次に、業務委託に伴うコンピュータ処理の内容については、IT推進課で抽出したデータをLG-WAN回線を使用し委託業者へ送信する。委託業者は、このデータを各金融機関ごとに振り分け、専用回線で各金融機関へ送信し、振替期日後に各金融機関から入手した口座振替処理結果のデータを結合させ、そのデータをLG-WAN回線（総合行政ネットワーク）で返信する。

口座振替データについては、月当たりの振替依頼件数が約10万件と膨大なものになっており、コンピュータ処理をすることは不可欠である。現在使用している磁気テープ（CGMT）については既に生産中止となっており、複数の金融機関から別方式でのデータ受け渡しを求められている。また、DVD等他媒体での取扱については、将来的に規格変更等の恐れがあり、運搬中の紛失等リスクがあることからデータ伝送を行う必要がある。更に、藤沢市から各金融機関へ直接専用回線を使用してデータ伝送する方式だと、金融機関ごとのデータ送信、受信作業をする必要がある、別途データ送信確認作業もそれぞれ発生し、現状の執行体制では非常に困難であること、また、口座振替後の業務を速やかに進めるため、短時間で処理を行い早期にシステムに反映させる必要性から専門業者へ業務委託するものである。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

税目（料）、期別、通知書番号、納税（付）義務者氏名、賦課金額、金融機関名、支店名、金融機関コード、支店コード、口座番号、預金種目、口座名義人

なお、対象となる税、料については次のとおり。

個人市県民税、固定資産税・都市計画税、償却資産（固定資産税）、軽自動車税、国民健康保険料、保育料、水洗便所改造等資金貸付償還金、住宅使用料、墓地管理料、施設措置費自己負担金、介護保険料、後期高齢者医療保険料

(4) 口座振替取扱金融機関

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、三井住友銀行、横浜銀行、静岡銀行、スルガ銀行、新生銀行、東京スター銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、八千代銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、横浜信用金庫、かながわ信用金庫、湘南信用金庫、城南信用金庫、中央労働金庫、さがみ農協協同組合、ゆうちょ銀行

(5) 安全対策

ア データ送受信における安全対策

受託業者へデータを送受信する端末は、IDとパスワードにより

操作できる職員に限定する。受託業者と本市との間の伝送にはL G - W A N回線（総合行政ネットワーク）を使用し，業者と各金融機関との間の伝送にはI S D N回線の専用回線を使用することで，外部からの不正アクセス防ぎ，個人情報の漏洩を防止する。

また，個人情報を取り扱う場合については，「藤沢市個人情報の保護に関する条例」，「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」，「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」，「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ 受託者の安全性

受託者についてはデータ運用の安全対策に対する証として，一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていることを資格条件としている。

(6) 実施予定年月日

2014年（平成26年）6月1日

※2015年（平成27年）1月 本稼働予定

(7) 提出資料

- ア 別紙1 コンピュータ処理の概要
- イ 資料1 業務委託契約書及び仕様書（案）
- ウ 資料2 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では，コンピュータ処理を行う必要性について，次のように述べている。

業務委託内容については，I T推進課で抽出した市税や保険料等の口座振替データを納税課から委託業者へ専用回線により送信し，委託業者ではそのデータを各金融機関ごとに振り分け，振替期日に間に合うよう各金融機関へ送信する。振り替え手続き終了後は，委託業者が各金融機関から振替処理結果のデータを入手し，納税課へ送信する。納税課はそのデータをI T推進課へ送信し，I T推進課が業務システムへ反映させる。

次に，業務委託に伴うコンピュータ処理の内容については，I T推進課で抽出したデータをL G - W A N回線を使用し委託業者へ送信する。委託業者は，このデータを各金融機関ごとに振り分け，専用回線で各金融機関へ送信し，振替期日後に各金融機関から入手した口座振替処理結果のデータを結合させ，そのデータをL G - W A N回線（総合行政ネットワーク）で返信する。

口座振替データについては，月当たりの振替依頼件数が約10万件と膨大なものになっており，コンピュータ処理をすることは不可欠であ

る。現在使用している磁気テープ（CGMT）については既に生産中止となっており、複数の金融機関から別方式でのデータ受け渡しを求められている。また、DVD等他媒体での取扱については、将来的に規格変更等の恐れがあり、運搬中の紛失等リスクがあることからデータ伝送を行う必要がある。更に、藤沢市から各金融機関へ直接専用回線を使用してデータ伝送する方式だと、金融機関ごとのデータ送信、受信作業をする必要がある、別途データ送信確認作業もそれぞれ発生し、現状の執行体制では非常に困難であること、また、口座振替後の業務を速やかに進めるため、短時間で処理を行い早期にシステムに反映させる必要性から専門業者へ業務委託する。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、次の安全対策を講じている。

ア データ送受信における安全対策

受託業者へデータを送受信する端末は、IDとパスワードにより操作できる職員に限定する。受託業者と本市との間の伝送にはLG-WAN回線（総合行政ネットワーク）を使用し、業者と各金融機関との間の伝送にはISDN回線の専用回線を使用することで、外部からの不正アクセス防ぎ、個人情報の漏洩を防止する。

また、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

イ 受託者の安全性

受託者についてはデータ運用の安全対策に対する証として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク制度の認定を受けていることを資格条件としている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上

